

米国国際貿易委員会(ITC)  
トヨタ社ハイブリッド・システムに「シロ」の最終決定

2007年5月1日  
JETRO NY 澤井、中山

米国国際貿易委員会(ITC)の Full Commission(以下コミッション)は4月30日、フロリダ州に本拠を置くソロモン・テクノロジー社(以下、ソロモン社)がトヨタ社のハイブリッド・システムに対して行った米国国際貿易委員会(ITC)への提訴(関税法 337 条調査)について、トヨタ社側に「337 条違反はない(no violation)」との最終決定を行った。<sup>1</sup>

本事件は、パワードライブシステムを製造するソロモン社が、ITC に対し、同社保有のモーターおよびトランスミッションに関する特許(US5067932)<sup>2</sup>を、トヨタ社製造のハイブリッドトランスミッションシステムが侵害しているとして、その輸入差し止めを求めて提訴していたもの。本年2月13日には、ITC の審判官(ALJ: Administrative Law Judge)がトヨタ社の非侵害の仮決定(ID: Initial Determination)を行い、これを不服として、ソロモン社がコミッションに再審請求(Petition for review)を行っていたもの。

今般の ITC の発表によると、上記審判官(ALJ)の仮決定(ID)を維持し、同コミッションとしてトヨタ社側に 337 条違反はないとの「シロ」の最終決定(FD: Final Determination)を行った。これにより、06年2月に開始された ITC における本件調査は終結した。<sup>3</sup>

なお、ソロモン社は同社のホームページを通じて、審判官(ALJ)の判断に続き、今般のコミッションの決定に失望したと改めて表明しつつ、今後、CAFC への控訴や現在提訴中<sup>4</sup>の侵害訴訟(於フロリダ連邦地裁)に注力するなど、あらゆる手段を追求する予定との発表<sup>5</sup>を本日付で行っている。

(了)

<sup>1</sup> [http://www.usitc.gov/secretary/fed\\_reg\\_notices/337/337-TA-561..1177958183.pdf](http://www.usitc.gov/secretary/fed_reg_notices/337/337-TA-561..1177958183.pdf)

<sup>2</sup> <http://patft.uspto.gov/netacgi/nph-Parser?Sect1=PTO1&Sect2=HITOFF&d=PALL&p=1&u=%2Fnethtml%2FPTO%2Fsrchnum.htm&r=1&f=G&l=50&s1=5067932.PN.&OS=PN/5067932&RS=PN/5067932>

<sup>3</sup> <http://info.usitc.gov/ouii/public/337inv.nsf/34ee115c5a9962e28525656a00601452/f51c0bec2eff35ba8525710f00707914?OpenDocument>

<sup>4</sup> [http://www.solomontechnologies.com/solomon\\_files\\_itc.htm](http://www.solomontechnologies.com/solomon_files_itc.htm)

<sup>5</sup> [http://www.solomontechnologies.com/Solomon\\_Comments\\_Outlines\\_Toy.htm](http://www.solomontechnologies.com/Solomon_Comments_Outlines_Toy.htm)